

第46回言語教授法・カリキュラム開発研究会 全体研究会報告

今年度は「外国語の授業における学習支援～配慮の必要な学生のために私たちがすべきこと・できること」をテーマに、下記の要領で全体研究会の開催を行ったので、報告をする。

開催日時：	2018年12月1日（土）13：00～15：20
開催場所：	221講義室
	司会 国際言語文化センター教授 藤原 三枝子
13：00	開会の挨拶 国際言語文化センター所長 教授 津田 信男
第1部	
13：05－14：05	基調講演 甲南大学文学部教授・学生相談室教員 高石 恭子氏
第2部	
14：15－15：15	外国語の授業現場より（ディスカッションと質疑応答） 司会：国際言語文化センター講師 野村 幸宏
15：15	まとめと閉会の挨拶 国際言語文化センター 准教授 谷守 正寛
15：20	懇親会

基調講演

外国語の授業のなかで学生が直面する課題 ～配慮の必要な学生への支援～

甲南大学文学部 教授 高石 恭子

講師紹介

甲南大学文学部 教授・学生相談室教員 高石恭子

京都大学博士（教育学）、臨床心理士、大学カウンセラー、1989年より甲南大学にて学生相談を担当。著書：『学生相談と発達障害』（共編著、2012年）、『学生の主体性を育む—学生相談から切り拓く大学教育実践』（共著、2015年）他。

1. はじめに

学生相談室とはカウンセリングだけでなく幅広い活動を行うところであり、学生のドロップアウトを予防する避難場所でもある。昼食を共にする場所にもなる。最近では食堂で食べら

れない学生や、1人で食べる場所を見られたくないという学生もいるが（「便所飯」の所以）、そのような学生が安心して過ごせるための場所でもある。そのほか、不適応を起こす前の学生を対象としたグループ活動（陶芸、園芸、茶の湯体験、コミュニケーションの訓練、蕎麦打ち体験など）も行う場として活用されている。

2. 語学学習でつまづく学生

一般学生にとって外国語学習の持つ意味は、学生のタイプによって異なる。

どのような学生が「語学」でつまづくかを考えると、まず、英語ができるプライドのある学生、入学後も熱心に取り組むが、一方で社会性の乏しい学生が該当する。批判精神が欠如していたり、語学学習は努力次第でその語学力（技能）が評価されたりするため、その評価で自分を支えようとする学生が要注意グループⅠである。つまり、自身を優秀だと自負していた学生が、留学先で自立を求められて不適応になったりすることから、つまづきが起こりうる。

次に、高校までは英語が苦手だった学生が要注意グループⅡとなる。入学後も語学の授業から回避したいが、時折教員から受ける厳しい指導が精神的ダメージを生み、ハラスメントとさえ感じることもありうるからであろう。自信のない学生は語学の技能不足を問題にされると自信喪失につながり、つまづきの最初のきっかけとなる。

さらに、聞き取って情報を取り込むのが苦手な特性を持つ学生がおり、90分の授業が拷問のようにつくづく逃げ出したい、疲れる、予習・復習ができないといった学生が要注意グループⅢである。そういった特性に対する自覚が乏しいため、そこを考慮した配慮と指導が必要となる。かつてはそういった面は個人の問題として放置されたものである。

3. 気をつけたい「配慮」という言葉

日本語の「配慮」は「consideration」「care」などの意味で用いられるが、最近用いられることが増えた「配慮」は、障害のある学生への配慮という文脈で、「accommodation」を指していることも多いので、注意が必要である。

特に、発達障害やその特性をもつ学生への配慮と支援は、3つのステップで考えるとわかりやすい。まず、その学生が自分の特性を理解することへの支援がある。それは、何ができて何ができないかを客観的に理解させることであり、具体的な助言指導を行うなどの配慮を要する（心理教育モデル）。次に、出席不足が顕著になってきたら医学的診断やカウンセラーの見立てを検討する段階に入る。ここで修学における個別の配慮願いを行うことになる（医療保健モデル）。カウンセラーが意見書を作成し、たとえば疾病や障害による欠席分に対する代替課題などを授業担当教員に依頼するが、これに対する判断は個々の教員の裁量に委ねられるため、一定の限界がある。このステップの配慮では卒業が見込めない学生には、次のステップとして、障害認定（手帳取得）を市町村に申請し（障害福祉モデル）、合理的配慮を申請する段階に入る（支援内容は、大学として決定されることになる）。

4. 障害学生支援をめぐる動向

こうした配慮の問題は、以前は、学生が個別に解決すべき問題とされたが、近年は様々な法令の制定に合わせて、大学が提供する義務のあるものとされるようになってきている。

2005年 「発達障害者支援法」施行。高等教育における合理的配慮の必要性を明記。

2006年 「障害者の権利に関する条約」（国連）採択。翌年、日本が署名。障害が個人に帰属するというとらえ方（医学モデル）から、個人と社会との相互関係に起因するというとらえ方（社会モデル）に転換される。

2011年 「障害者基本法」改正・施行。大学入試センターの受験特別措置に「発達障害」区分が設置される。

2014年 「障害者権利条約」批准・発効。

2016年 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」施行。これにより合理的配慮の提供は、国公立大学では法的義務、私立大学では努力義務（訴えを受けた時は罰則もありうる）となる。

障害のある学生とは、障害者基本法により「障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」という定義に基づいて判断される。「社会的障壁」の中には、個々の教員がもつ旧来の信念や教育方法へのこだわりも含まれる。

5. 障害学生在籍率の増加について

障害のある学生と認定される範囲が明確化、拡大化されたことにより、過去3年間で精神障害、発達障害、病弱・虚弱の増加が顕著にみられ、日本学生支援機構（JASSO）の2017年度全国調査によれば1%弱程度存在する。本学のデータ（2017年度）では在籍9294人中53人+診断無しで支援を受けている発達障害の学生が19人存在する。

6. 障害の種別と内容について

障害種別は8つに分けられる。「肢体不自由」「視覚障害」「聴覚・言語障害」の他、「発達障害」の例としては、学習障害（限局性学習症）、注意欠陥多動性障害（注意欠如・多動症）、高機能自閉症・アスペルガー症候群（自閉スペクトラム症）がある。「病弱・虚弱」の例として、内部障害や慢性疾患等が挙げられる。「精神障害」の例としては、統合失調症、気分障害、神経症性障害、摂食障害、睡眠障害等があり、近年では知的障害であっても大学に入学している。「その他の障害」として、多汗症、過敏性腸症候群、頻尿等があり、あとは「重複障害」である。

7. 合理的配慮について

上記の障害はすべて合理的配慮の対象となり得るが、原則として、学生が自己開示して自ら配慮を求めることが必要である。合理的配慮とは「障害者の権利に関する条約」第二条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使すること

を確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」とされる。

こういった配慮は国際的に決まった基準が定められたものではなく、学生と教員とが互いに建設的な対話を続ける中で行われるものである。授業においては、例えば、学生に対する要求水準を落とすのではなく、障害の内容や程度に応じて、レポートの提出期限の猶予やPC使用等、評価を受けるための方法の配慮を相談で決めることが合理的と言える。プレゼンを多くの学生の前ではできない場合は、録画や別室から中継するといった配慮もそうである。親が内々に依頼してくる場合は、本人に自覚をさせることが前提である。そして、合理的配慮の決定は組織として行うことで公正を担保し、専門家の関わりを取り入れることも必要である。学内にキャンパスライフ支援室といった専門の部署を作ることを目指したい。

8. 教員に求められること

多様な学生（障害やマイノリティを含む）について知識と理解を深める。留学生なども多様な学生に入るかもしれない。障害のある学生の擁護者としての役割を担うために、公平性の確かな理解が求められる。そのために特別扱いではないことを学生に理解してもらう。情報共有による有効な支援制度を構築することで合理的配慮が実現できる。それは専門家を交えたチームで行うことが重要である。

第2部

「(甲南大学の) 外国語授業現場より」という課題で小グループに分かれ、自由ディスカッションと質疑応答を行った。その中で個人情報の保護などについても注意すべき問題であることが確認された。また、合理的配慮の重要性について理解が深まった、学生対応の参考になった、といった反響があった。

(文責：谷守正寛)